

GIGA スクール構想の実現に向けた学習支援システム利用業務 基本仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

GIGA スクール構想の実現に向けた学習支援システム利用業務

(2) 業務の目的

GIGA スクール構想の実現に向けて整備している児童生徒一人一台の端末やネットワーク環境を活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された豊かで深い学びを実践していくために必要となる学習支援等のシステムを情報教育推進校の7校に導入するとともに、その活用に係る教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

(3) 契約期間等

契約締結から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

日本国内（情報教育推進校（広島市教育委員会が研究校として指定する小学校4校、中学校3校）及び広島市教育委員会事務局からインターネット経由でシステム利用を可能とすること。）

2 業務の範囲

(1) GIGA スクール構想の実現に向けた学習支援システムサービス提供

(2) 学習支援システムの利用に係る教員研修

(3) セキュリティ対策その他

3 システム概要

受託者は、システム利用対象校の既設のパソコンや、新しく整備される一人一台のタブレット端末から、インターネットを介して事業者の Web サービスに接続し、個別学習・協働学習・一斉学習の各学習場面で活用できるツールや、個々の学習状況・習熟度に応じた学習に活用できるデジタルドリルといった機能を有しているシステム（以下、「学習支援システム」という。）を提供するとともに、それらの活用に係る教員研修や問合せ対応等、必要なサポート業務を行う。

4 システム利用環境等

(1) 利用対象

令和3年度の情報教育推進校7校（小学校4校、中学校3校） ※児童生徒4,000人程度

(2) 利用環境

ブラウザ上で信頼されたルート証明機関として登録済みのサーバ証明書を利用した暗号化通信が可能であること。利用対象校の教員及び児童生徒が使用する、すべての教育用パソコン及びタブレット端末で利用できるものとする。パソコン及びタブレット端末の利用環境等の詳細は次のとおりとする。

<パソコン>

ア 基本ソフト：Windows 10 Pro

イ ブラウザ：Google Chrome 又は Microsoft Edge

ウ 利用方式：Web 方式が望ましい（システム利用のショートカットを準備するなどにより利用可能であること）。

<タブレット端末>

ア 基本ソフト：iPadOS 13 以上

イ ブラウザ：Safari 又は Google Chrome

ウ 利用方式：Web 方式が望ましい（システム利用のショートカットを準備するなどにより利用可能であること）。

5 システム機能サービス提供要件

次のような機能を実現できるシステムで、利用に係る一定レベルのサポートが可能であること。

(1) 各学習場面で活用するツール

ア 収録されている教材は、小学校版及び中学校版ともに、本市が採用する教科書の内容に対

応できること。

- イ 収録されている教材について、各教科で活用するための指導案を用意していること。
- ウ 端末等の操作に不慣れな児童生徒でも利用しやすいよう、メニューやボタンの配置、フォントの工夫等、配慮していること。
- エ 児童生徒が、個人で思考する活動を充実させるための機能を有していること。
- オ 授業者及び児童生徒によって、文字（キーボードによる入力、手書きによる入力等）や図形等、各種メディアによる入力・挿入が可能であること。
- カ 児童生徒が発表のための準備を行う際、思考の整理を支援・効率化する機能を有していること。
- キ 他のソフトウェアで作成したデータ等が挿入できること。
- ク 児童生徒が、個人で作成したデータについて、授業者や他の児童生徒とシステム上で簡単に共有する機能を有していること。
- ケ 児童生徒が、個人で思考したことについてグループ毎に共有し、確認・書き込みができる機能を有していること。
- コ 児童生徒が、他者の意見等も踏まえてさらに深く学んだり、授業者が児童生徒の考えなどを効率的に把握したりするための機能を有していること。
- サ 児童生徒が、過去に取り組んだ履歴を簡単に閲覧できること。
- シ 授業者が、児童生徒の各端末の画面をリアルタイムに把握する機能を有していること。
- ス 授業者の操作によって、児童生徒それぞれが提出したデータを一覧で表示したり、拡大・比較表示したりすることができる機能を有していること。
- セ 授業者が、児童生徒の提出データに対して評価を付けるための機能を有していること。
- ソ グループ毎に共有する際には、児童生徒がそれぞれ思考したものについて、相互に評価することができる機能を有していること。

(2) デジタルドリル

- ア 収録されている問題は、小学校版及び中学校版ともに、本市が採用する教科書の内容に対応できること。
- イ 収録されている問題は、基礎的・基本的な知識等の習得だけでなく、習得した知識等を活用して思考・判断・表現する能力の育成もねらえるものであること。
- ウ 児童生徒が解答したものについて、即時自動採点する機能を有していること。
- エ 児童生徒が、間違えた問題について再度取り組むことができる機能を有していること。
- オ 児童生徒が、解答を途中で中断したとしても、その続きから再開できる機能を有していること。
- カ デジタルドリルのうち、漢字の問題については、児童生徒が手書きで入力でき、かつ、その筆順も採点対象としていること。
- キ 児童生徒が、上級学年の問題に挑戦する、下級学年の問題を振り返るなど、当該学年以外の問題にも取り組むことができること。
- ク 全体を通して、児童生徒の学習意欲を喚起するための工夫が施されていること。
- ケ 教員が、児童生徒の取組状況をリアルタイムに把握できる機能を有していること。
- コ 教員が、児童生徒に対してコメントなどを活用した評価を行うことができること。
- サ 教員が、児童生徒の学習状況に応じて問題をカスタマイズしたドリルを作成できること。また、このドリルは一斉・個別配信が可能であること。

(3) 問合せ対応等

システム操作方法に係る問い合わせ（電子メールや電話など）に対応すること。

(4) その他

- ア (1)及び(2)の学習支援システムについて、教員及び児童生徒は、各個人に割り当てられた1つのアカウントを用いてすべてのシステムにログインできること。
- イ アで示すアカウントについて、本市が既に教員及び児童生徒に配付しているG Suite for EducationのGoogleアカウントを利用できることが望ましい。
- ウ システム利用者の登録等、システム利用開始にあたって学校で行う作業は容易、かつ、マニュアルが用意されていること。
- エ 年度替わりまたは年度途中の人事異動があった際、簡便な方法で対応が可能であること。

オ (1)及び(2)の学習支援システム及び付属機能については、無償アップデートにより常に最新版が利用可能であること。

カ (1)及び(2)の学習支援システムについて、学校の臨時休業等への対応として、児童生徒が各家庭にある端末及びそれらにインストールされている一般的なブラウザから、全ての機能にアクセス・利用が可能であること。

6 システムの利用に係る教員研修

(1) 実施時期

受託者は、研修の実施について各利用対象校と実施場所及び日時の調整を行い、本市の承認を得た上で実施すること。

(2) 実施方法

ア 研修は、授業における学習場面を想定した研修専用の環境を予め準備し、システム利用の全体の流れを説明すること。説明は、操作方法や主要操作メニューの機能について説明を行うとともに、トラブルシューティングとして注意点の説明を行うこと。

イ 利用対象校の全教員を対象とし、1時間程度の説明とすること。

(3) 研修資料

ア 研修資料及び提供製品の操作マニュアルは、受託者が全教員分を準備すること。

イ 研修の実施前までに予め本市に提出し、承認を受けること。

7 セキュリティ対策その他

受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本市と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

(1) ウイルス対策等

受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。

(2) アクセスログ記録

受託者は、本市が求めた場合は、アクセスログやその統計情報をまとめて提供すること。

(3) 権限管理等

受託者は、システムを利用する教員が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。

(4) 情報資産の取り扱い

ア 受託者は、本業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

イ 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないように関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。

ウ 受託者は、本市が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

(5) 業務委託に係るリスク管理

ア 受託者は、業務の実施に当たり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む。）若しくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。

イ 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について本市が求めた場合は提供すること。

ウ 受託者は、不正な変更が発見された場合に、本市と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。

8 その他

(1) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 本業務の運用は、個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報保護条例を遵守するとともに、その取り扱いに十分注意すること。また、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、本市から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写及び複製してはならない。
また、受託者は、業務が終了したとき、本市の求めがあったとき又は本業務に必要ななくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。
- (4) その他不明な点がある場合は、担当課と事前に協議すること。
- (5) 受託者は、契約期間満了時に際しては、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように磁気ディスク等の物理的な破壊又はデータ消去ソフト等を用いて、完全にデータを消去・削除すること。作業したことを証する書類として「データ消去報告書（任意様式）」を作成して提出すること。
なお、クラウドサービス上の仮想化サーバなどの場合は、利用していたサーバが完全に消去されていることを確認できる書類か、契約上の取り扱いなどを記載している書類などを添付すること。